

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大(商店街等)

免税手続の第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続の一括カウンターの一括設置を実現(平成27年4月1日より制度開始)。

併せて、一括カウンターでは、店舗を超えて購入金額の合算を認める(ただし、一般物品と消耗品は区別)。

施策の背景

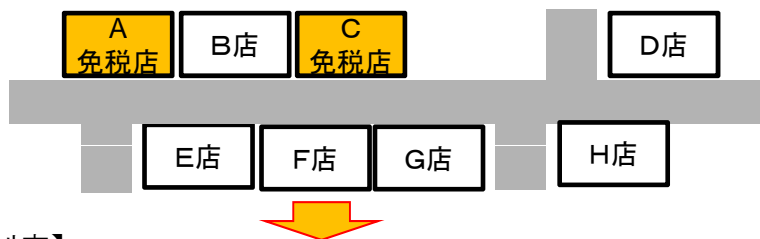
2014年10月1日より全品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大。外国人旅行者がより一層買い物を楽しむことができるよう、地方の商店街等における免税店の拡大と外国人旅行者の利便性向上が必要。

要望結果の概要

商店街における一括カウンターの設置イメージ

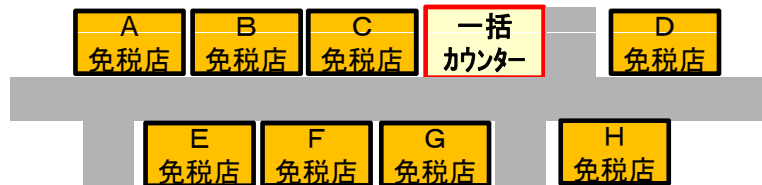
【現状】

免税店が一部の店舗のみに留まっており、商店街全体に広がっていない。



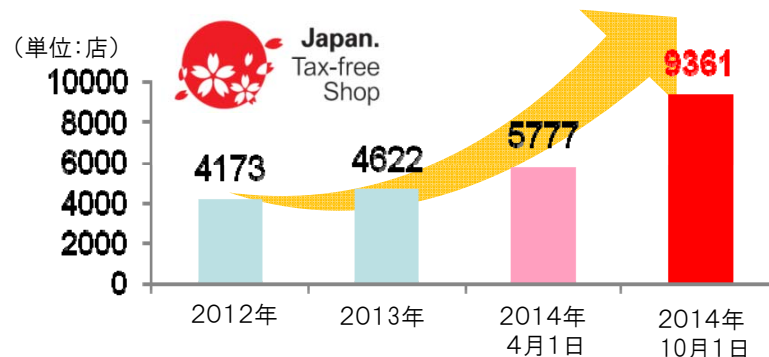
【新制度】

- ①一括カウンターの設置が可能となり、より多くの店舗が免税店許可を取得し、商店街が一体となって外国人旅行者を誘致。
- ②外国人旅行者は、一括カウンターにおいて購入金額を合算できるため免税で買い物がしやすくなり、免税手続もまとめて一度にできる。

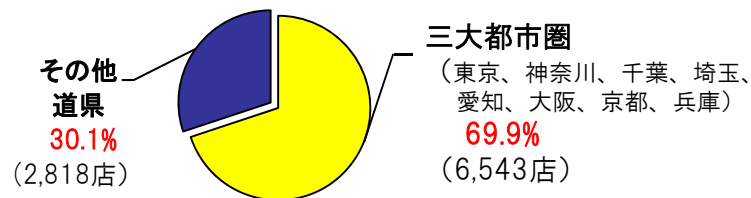


・外国人旅行者が免税店でお得に便利に買物を楽しむことで、消費額の増加が期待される。

【免税店数の増加】



《三大都市圏とその他道県における免税店数の割合》



【地域の商店街】



札幌狸小路商店街
(北海道札幌市)



川越一番街商店街
(埼玉県川越市)

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大(クルーズ埠頭)

施策の背景

- 大型クルーズ船1回の寄港では2千人から3千人の訪日外国人旅行者が来訪し、寄港地では消耗品を含む物品が大量に購入される。
- 平成26年10月1日より免税対象物品に食品類、飲料類等の消耗品が追加されたことと相まって、クルーズ埠頭(クルーズ船の接岸岸壁や旅客船ターミナル等)で物品を免税で販売できれば、訪日外国人による地元物産品等の大量購入に繋がることが期待される。
- 一方、クルーズ埠頭に臨時出店する仮設店舗について、免税店の許可申請手続きが出店者に負担となっている。

要望の結果

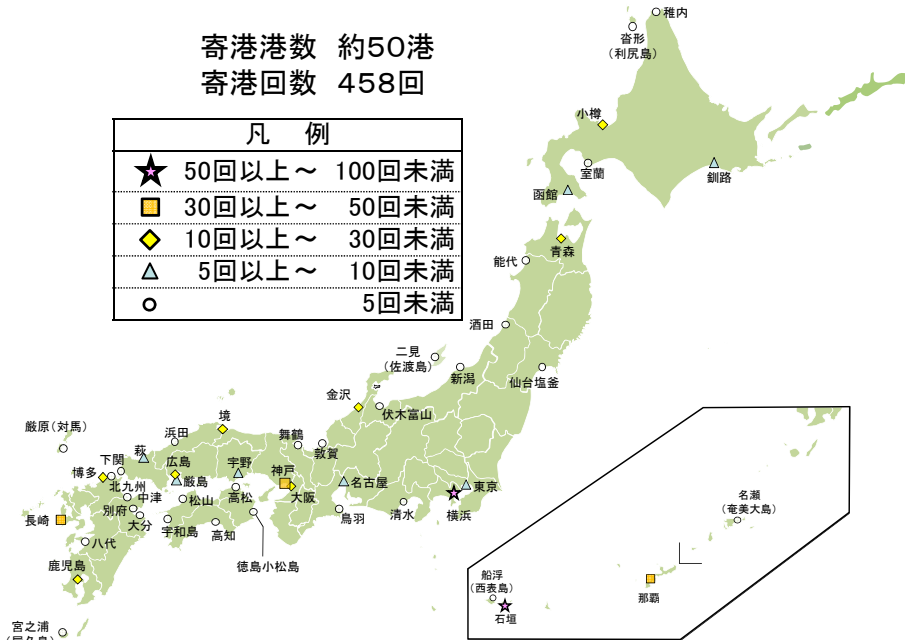
外航クルーズ船の寄港時に埠頭に臨時出店する仮設店舗の免税許可申請を簡素化する。

我が国への外航クルーズ船の寄港実績(2013年)

クルーズ船は全国各地に寄港している

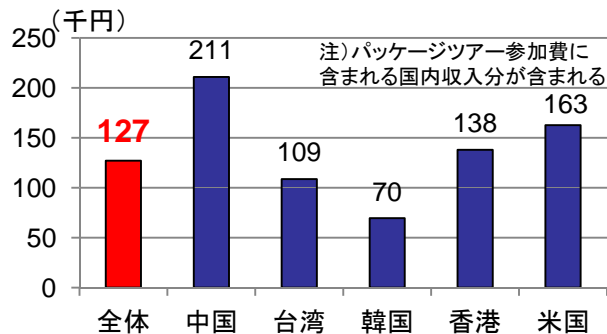
寄港港数 約50港
寄港回数 458回

凡 例	
★	50回以上～100回未満
■	30回以上～50回未満
◆	10回以上～30回未満
△	5回以上～10回未満
○	5回未満



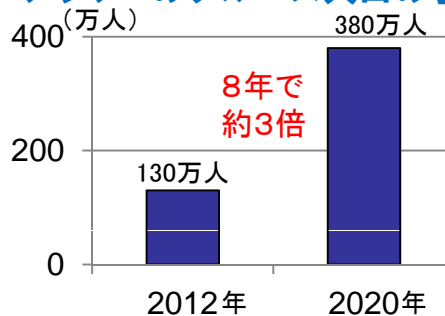
出典: 港湾管理者の聞き取りを基に国土交通省港湾局作成

主要国・地域からの訪日外国人の1人当たりの旅行支出額(観光・レジャー目的)(2013年)



出典: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」より港湾局作成

アジア*のクルーズ人口の予測



出典: アジアクルーズ協会
「アジア・クルーズ産業白書2014年版」
*インド、ベトナム、タイ、フィリピン、韓国、日本、マレーシア、インドネシア、シンガポール、台湾、香港、中国

岸壁や旅客船ターミナルにおける地元物産販売の例

